



NO. 151 (通号 242 号)  
令和 2 年 10 月号

# くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況等が異なれば、解決内容も違ってきます。)

## 国勢調査を装った不審な電話にご注意ください！

### 〈相談内容〉

数日前、「国勢調査」と言って電話があり、銀行のことについて「いくつ口座があるか」「預金は1千万円以上あるか」と聞かれた。「口座は二つあり、預金は1千万円以下だ」と答えた後、不審に思い電話を切った。

(80歳代 女性)



### 〈アドバイス〉

国勢調査では、調査員が電話で直接、個人情報や預金額等を聞くことはありません。今回の電話は公的機関等をかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとするいわゆる「アポ電」の可能性が高いことをお伝えしました。また、今後こうした電話がかかってきた場合は、すぐに電話を切るよう助言しました。

**国勢調査を装い、個人情報を聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。**

国勢調査では、個人情報（年収、預金額、クレジットカード番号、マイナンバー、銀行口座）等を調査員が聞くことは絶対にありません。また、金銭を要求することも絶対にありません。

**家族構成や資産状況等を聞き出そうとする「アポ電」にご注意ください。**

公的機関等をかたり、電話で家族構成や資産状況等を聞き出す「アポ電」に関する相談が多く寄せられています。今後、国勢調査に便乗した「アポ電」の被害が増加する可能性もあります。このような電話がかかってきた場合には、すぐに電話を切ってください。

**不審なことがあれば一人で悩まず、消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。**

国勢調査に関する不審な電話や訪問があったときは、お住まいの市区町の国勢調査担当や、消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

## 生活情報ファイル

### 振動して鍛えるフィットネス器具での事故に注意！

コロナ禍での運動不足を解消するため、フィットネス器具の購入を検討している方も多いのではないのでしょうか。近年、乗るだけで筋肉を小刻みに振動させて鍛えるというフィットネス器具が普及していますが、使用や購入の前に、次の注意事項を確認しましょう。



**取扱説明書の記載内容を確認し、使用方法を守りましょう。**

ご自身の既往歴や健康状態で器具が使用できるか確認しましょう。また、食後すぐの運動は避け、最初は振動の弱い状態から使用し、徐々に身体を慣らすようにしましょう。

**使用中に身体に異常があらわれた場合は、直ちに使用を中止してください。**

使用中にめまいや吐き気、痛みなど、身体に異常があらわれたり感じたりした場合は、直ちに使用を中止しましょう。体調不調が続く場合は医師に相談しましょう。

Q. クーリング・オフに関する次の説明で適切なものを選びなさい。

1. クーリング・オフするときは，書面ではなく電話で直接話して伝える方がよい。
2. テレビショッピングで購入した商品もクーリング・オフすることができる。
3. 商品を返品する場合の送料は消費者が負担することになっている。
4. 訪問販売のクーリング・オフ期間は契約書面を受け取った日を含めて8日間である。

【第16回消費者力検定（令和元年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### 活用しよう！クーリング・オフ制度

「クーリング・オフ制度」とは，契約の申込みや締結後，消費者が契約について頭を冷やす，クール・オフ（cool off）して考え直す時間を置き，一定期間内であれば，消費者から無条件で契約を解除できる制度です。

取引形態	適用対象	期間
訪問販売（キャッチセールス，アポイントメントセールスなども含む）	店舗外での商品・サービス・指定権利の取引（商品とサービスの一部の例外は除く）	8日間
電話勧誘販売	// ( // )	8日間
特定継続的役務提供契約	5万円を超えるエステ，語学教室，家庭教師，学習塾，パソコン教室，結婚相手紹介サービス，美容医療を一定期間継続する契約（店舗契約を含む）	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	すべての商品・サービス（店舗契約を含む）	20日間
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）	すべての商品・サービス（店舗契約を含む）	20日間
訪問購入	原則すべての物品 【対象外】自動車（二輪を除く），家具，家電（携行が安易なものを除く），本，CD，DVD，ゲームソフト類，消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合など	8日間

- 通信販売には，クーリング・オフ制度はありません。広告に返品の可否や条件についての特約がある場合には，特約に従うことになります。
- 支払済の現金は，全額返金されます。違約金や損害賠償金を支払う必要はありません。
- クーリング・オフの効果は，期間内に書面を発送すれば発生します。はがきの表と裏のコピーをとり，「特定記録郵便」又は「簡易書留」で郵便局の窓口に出し，受領証も保管しましょう。
- 3,000円未満の現金取引や法律などで適用除外になっている商品など，クーリング・オフできない場合があります。詳しくは，消費生活センターに相談しましょう。

「試してみよう，消費者力！第7回」解答と解説⇒（正解—4）

クーリング・オフは書面で通知すると定められている。テレビショッピングは通信販売にあたるので，クーリング・オフはできない。商品を返品する際の送料は事業者が負担することになっている。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は，市町広報紙用原稿として発行していますが，チラシ（A4判）としても使用できます。